

## マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進等を求める意見書

デジタル社会の形成のためには、その基盤となるマイナンバーカードの普及と利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る必要がある。

国においては、令和元年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」により、マイナンバーカードについて、令和4年度中にはほとんどの住民が保有することを想定し普及を進めていくこととされた。

令和3年5月に、デジタル改革関連法が成立し、希望者がマイナポータルや金融機関窓口から口座をマイナンバーとともに事前登録することにより緊急時の給付金や児童手当などの公金給付を迅速かつ簡素な手続きで受給できるようになる制度が創設されるなどマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用に寄与する環境構築が進められている。

しかしながら、マイナンバーカードの交付率については、いまだ全住民の3割程度しか保有していない。今後、令和3年9月に設置が予定されているデジタル庁が司令塔となり、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用をさらに促進し、マイナンバー制度をデジタル社会の基盤にする必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

### 記

- 1 マイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、住民サービスの向上が図られるようその拡大を推進すること。
- 2 マイナンバーカードの利便性向上に向けては、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないよう、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。
- 3 マイナポータルについては、機能の充実を図るとともに、地方公共団体のシステム基盤との連携策を講じるにあたっては、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- 4 国民のマイナンバー制度への理解とカード取得の促進につながるよう、広報・周知の取組を強化すること。また、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、高齢者などがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバйд対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月5日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
内閣官房長官	加藤勝信様
デジタル改革担当大臣	平井卓也様